

## 議案第40号

向日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

向日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成27年5月25日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

向日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表嘱託の項中「250,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〈参 考〉

向日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正			現 行		
別表 特別職の職員の報酬額表			別表 特別職の職員の報酬額表		
職名		報酬額	職名		報酬額
略			略		
嘱託	月額	<u>330,000円</u> 以内	嘱託	月額	<u>250,000円</u> 以内
備考 1及び2 略			備考 1及び2 略		